

損害賠償の和解について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 21 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定による。

損害賠償の和解について

立川市は、平成 26 年 10 月 7 日に A 社と締結した立川市道 1 級 9 号線歩道拡幅工事（以下「本件工事」という。）において、工事箇所付近の希少動物の保護のために工事を中止し、契約を解除したことによる損害の賠償について、次により和解する。

記

1 和解の相手方

立川市との間の工事請負契約により本件工事を受注した市内の A 社

2 和解の内容

- (1) 立川市は、A 社に対し、本件工事の契約解除に伴う損害の賠償金として 7,873,476 円を支払う。
- (2) 立川市は、A 社に対し、前号に定める損害賠償金 7,873,476 円を和解契約（示談）の締結後に A 社の指定する口座に振り込んで支払う。
- (3) 立川市及び A 社の間には、本件工事に関し、和解成立後は、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

示 談 書 (案)

本件立川市道1級9号線歩道拡幅工事の契約解除に伴う損害賠償に関して、下記のとおり示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申立てをしないことを確約いたします。

平成 年 月 日

第一当事者（発注者） 住 所 立川市泉町1156番地の9
 氏 名 立川市
 代表者 立川市長 清水 庄平 印

第二当事者（受注者） 住 所
 氏 名
 印

1 契約解除日 平成26年12月26日

2 契約解除原因状況 立川市道1級9号線歩道拡幅工事について、平成26年10月7日に受注者と工事契約を締結し、平成26年11月から平成27年3月までに施工するため準備を進めていたところ、平成26年10月31日に環境保護団体から工事箇所付近に希少動物が生息しており、今回の工期で工事を行うと繁殖に大きな影響を与える恐れがあるため、非繁殖期(9月～12月)に工事を完了するか又は工事の時期をずらして施工して頂きたいとの要望があった。そのため、東京都多摩環境事務所や希少動物の有識者の意見を踏まえ検討した結果本工事を非繁殖期の12月までに完了することは困難であること、また1月～3月は希少動物への影響が大きいことにより、希少動物保護の観点から、本工事を中止し受注者との契約を解除した。

3 示談内容 発注者は受注者に対して立川市道1級9号線歩道拡幅工事契約解除に伴う損害賠償金として¥7,873,476を受注者の指定口座に振り込むこととする。なお本件示談の他、発注者受注者間には本件に関し、一切の債権債務がないことを相互に確認する。以下、余白

